

各都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官
(公印省略)

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令について

児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成29年内閣府令第38号。以下「改政府令」という。）が本日公布・施行されたところであるが、その趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、その施行に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

第1 改正の趣旨

本年7月18日の社会保障・税番号制度における情報提供ネットワークシステムの運用開始に伴い、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務において、添付書類の省略を可能とすること等のため、児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）について所要の改正を行う。

なお、個人番号の取扱いについては、個人情報保護委員会が定めている「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に従い、適正に行われたい。

第2 改正の内容

- 1 支給要件児童が属する世帯全員の住民票の写しの省略（第1条の4、第6条、第12条、様式第2号、様式第4号、様式第6号、様式第8号関係）

支給要件児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主との続柄が記載されたもの（※）を確認することとしたこと。

※情報連携ネットワークシステムにおいて、住民票関係情報の連携により、省略可能となる。

- 2 請求者及び配偶者等（※）の所得証明書の省略（様式第2号、様式第6号関係）

請求者及び配偶者等について、地方税情報の連携のため、その年（1月から5月までの月分の児童手当については、前年とする。）の1月1日において現住所地の市町村の

区域内に住所を有しなかった場合の住所の記載欄を追加することとしたこと。

※2人以上で児童を養育している場合の配偶者、未成年後見人、父母等（請求者が父母指定者の場合に限る。）をいう。

3 公的年金制度の種別（様式第2号、様式第3号、様式第6号、様式第7号関係）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）の施行（平成27年10月1日）に伴い、公務員及び私学教職員が厚生年金に加入するとされたことを踏まえ、公的年金制度の種別欄において私立学校教職員共済、国家公務員共済及び地方公務員等共済を、厚生年金保険の内訳として位置づけることとする事としたこと。

4 その他

(1) 様式第5号、様式第9号、様式第14号

所要の改正を行うこととしたこと。

(2) 児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届（公務員用）

「個人番号の利用開始にあたっての児童手当に関する事務に係る留意点等について」（平成27年12月18日府子本第428号内閣府子ども・子育て本部統括官通知）で示した公務員用の児童手当・特例給付認定請求書、額改定認定請求書・額改定届についても、第2の1及び2の内容の改正を行うこととしたこと。

第3 施行期日

施行期日は平成29年7月3日であること。

第4 経過措置

- 1 改正府令の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなすこと。
- 2 改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

児童手当・特例給付 認定請求書（公務員用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成 . . .	平成 . . .

請求者	①（ふりがな） 氏名	②性別		男・女	③生年月日	明治・大正 昭和・平成	④配偶者の有無	有・無					
	⑤住所 <small>（上欄と異なる場合に記入してください）</small>	⑦支払希望金融機関		名称		支店コード （3ケタ）	支店名	口座番号		口座名義			
配偶者等	⑧（ふりがな） 氏名	⑨職業		⑩個人番号		⑪住所 （⑤と異なる場合）	⑫住所 （⑤と異なる場合に記入してください）						
	1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）		ア. 被用者イ. 公務員（勤務先： ） ウ. 被用者等でない者				1月1日時点の住所（1～5月分は前年、6～12月分は本年）						
⑬児童	氏名及び個人番号	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印	※3歳未満の児童○印	※3歳以上小学校修了前の児童○印	※小学校修了後中学校修了前の児童○印	
			平成 . . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
			平成 . . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母				
⑭ 譲渡所得の有無		有・無		⑮ 所得の状況		平成 年分所得額		円		円		円	
⑯ 扶養親族等及び児童の数		人		うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数		人		円		円		円	
⑰ 認定・却下		認定・却下年月日		平成 . . .		支給開始年月		平成 . . .		区分		手当月額	
控除後の所得額		円		所得制限限度額		円		円		円		円	
※ 平成 年分		雑損控除額		医療費控除額		小規模企業共済等掛金控除額		障害者控除額		寡婦・寡夫・勤労学生控除額		児童手当法施行令第3条第1項による控除額	
円		円		円		円		円		円		80,000円	

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。記入押印に代えて、署名することができます。

注意

- 1 ⑤の欄は、住民票上の住所を記入してください。
また、請求者が、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 2 ⑧、⑨、⑩及び⑪の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 3 ⑫の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 4 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 5 児童が海外に留学している場合は、⑫の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 6 ⑭の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 ⑮の欄は、請求者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。以下同様です。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額、短期譲渡所得金額及び先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 8 ⑯の欄は、市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を、また〔 〕内には、このうち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。
いずれもない場合は、「なし」と記入してください。
- 9 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 請求者及びその児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者の前年の所得の額と、その所得に係る市町村民税又は特別区民税における控除対象配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「8」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

児童手当・特例給付 額改定認定請求書 額改定届 (公務員用)

殿		提出年月日		※受付確認年月日				
		平成 . .		平成 . .				
受給者	(ふりがな) 氏名	性別		男 . 女				
	住所	生年月日		明治 大正 昭和 平成				
増額又は減額の別		増額 . 減額						
増額又は減額の原因となる児童								
氏名及び個人番号	続柄	生年月日	同居・別居の別	海外留学をしている場合の出国年月	住所	監護の有無	生計関係	※児童との関係で、該当する場合に○印
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
		平成 . .	同・別	平成 年 月		有・無	同一・維持	・未成年後見人 ・父母指定者 ・同居父母
増額した理由			ア. 出生 イ. その他 ()					
減額した理由			ア. 死亡した イ. 監護しなくなった ウ. 生計を同じくしなくなった エ. 生計を維持しなくなった オ. 日本国内に住所を有しなくなった (留学を理由とするものを除く) カ. 未成年後見人でなくなった キ. 父母指定者でなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国) ク. 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院 ケ. 児童と同居しなくなった (単身赴任の場合を除く) コ. その他 ()					
事由の発生した年月日			平成 . .					
備考	※認定・改定・却下		※認定・改定・却下年月日	※認定・改定年月	※手当月額			
			平成 . .	平成 .	3歳未満分 円 3歳以上小学校修了前分 円 中学生分 円 計 円			

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当等の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
- 4 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 5 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 6 「減額した理由」の欄は、「ア」から「コ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「コ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「ク、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 7 「事由の発生した年月日」の欄は、「5」又は「6」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 8 この請求書には、児童手当等の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができる場合は、当該書類は省略することができます。
 - ① 児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その者が世帯主である場合にはその旨、その者が世帯主でない場合には世帯主の続柄が記載されたもの
 - ② 児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。